

喫煙可能室設置届出後について

ご提出いただいた喫煙可能室（喫煙可能店）に係る注意点は以下のとおりです。

1 証明する書類の保管について



管理権原者は既存特定飲食提供施設に該当することを証明する書類※¹を保管しなければなりません。立入検査を行った際に提示をお願いすることがあります。

※¹ 証明する書類

- (1) 床面積に係る書類（客席面積のわかる店舗図面等）
 - * 客席：客に飲食させるために客に利用させる場所（店舗全体のうち、客席から明確に区分できる厨房、トイレ、廊下、会計レジ、従業員専用スペース等を除いた部分）
- (2) 資本金額・出資総額に係る書類（資本金額や出資総額が記載された登記、貸借対照表、決算書、企業パンフレット等）

2 標識の掲示義務について

望まない受動喫煙を防止するため、店舗入口等の確認しやすい場所に次のような標識を掲示することが義務付けられております。標識については、厚生労働省ホームページをご確認ください。

A：喫煙可能室 (店舗の一部に喫煙可能な場所がある場合)	B：喫煙可能店 (店舗の全部を喫煙可能な場所とする場合)
<ul style="list-style-type: none"> ・喫煙可能室がある旨 ・喫煙可能場所への20歳未満の立入を禁止する旨 	<ul style="list-style-type: none"> ・喫煙可能店である旨 ・20歳未満の立入を禁止する旨
<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="width: 45%;"> <p style="text-align: center;">店舗入口等に掲示</p>  </div> <div style="width: 45%;"> <p style="text-align: center;">喫煙可能室入口に掲示</p>  </div> </div>	<div style="text-align: center;"> <p>店舗入口に掲示</p>  </div>

3 変更届・廃止届について

以下の点について、変更や廃止がございましたら、添付の様式に従って届出が必要です。

1 喫煙可能室設置施設に関すること	名称，所在地，車両番号
2 管理権原者に関すること	氏名（法人名），法人の代表者，住所（主たる事務所の所在地）

(1) 変更届

変更した事実を証明できる書類を添えて提出すること。

(2) 廃止届

既存特定飲食提供施設の要件に該当しなくなったり、店舗を禁煙にしたりした場合に提出すること。

＜問い合わせ先＞

柏市保健所 健康増進課

柏市柏下65-1 ウェルネス柏3階

電話：04-7167-1256